

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	未熟児に対する養育医療の給付の決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	母子保健法第 20 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	母子保健法第 20 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。</p> <p>2. 1 の費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。</p> <p>3. 養育医療の対象は、法第 6 条第 6 項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたものとする。なお、法第 6 条第 6 項にいう「正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの」とは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。</p> <p>(1) 出生時体重 2, 0 0 0 g 以下のもの</p> <p>(2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの</p> <p>ア 一般状態</p> <p>(ア) 運動不安、痙攣があるもの</p> <p>(イ) 運動が異常に少ないもの</p> <p>イ 体温が摂氏 3 4 度以下のもの</p> <p>ウ 呼吸器、循環器系</p> <p>(ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの</p> <p>(イ) 呼吸数が毎分 5 0 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 3 0 以下のもの</p> <p>(ウ) 出血傾向の強いもの</p> <p>エ 消化器系</p> <p>(ア) 生後 2 4 時間以上排便のないもの</p> <p>(イ) 生後 4 8 時間以上嘔吐が持続しているもの</p> <p>(ウ) 血性吐物、血性便のあるもの</p> <p>オ 黄疸</p> <p>生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	14 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日